

ペットの飼育マナーを守りましょう

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

飼い主の皆さん、ペットのフンの後始末をきちんとしていますか。
放し飼いや鳴き声で近所に迷惑をかけていないですか。
ペットの飼い方について、ご家庭でもう一度考えてみましょう。

犬を飼っている皆さんへ

■フンを放置しないでください
最近、人の家の前、公園や畑のあぜなどで、犬のフンが放置されているなどの苦情が届いています。他人の土地、公園や道路は犬のトイレではありません。自宅に持ち帰って処理するか、排便場所をしっかりと、運動だけの散歩に連れ出すように心掛けましょう。

■放し飼いは禁止されています
放し飼いによって、▼犬にかまれる事故があれば加害犬と疑われる▼交通事故にあつて負傷することがある▼驚かすなど人に迷惑をかける▼他の犬から病気が感染することがある、などが起きる可能性があります。
■鳴き声によるトラブル
「近所の犬がほえて眠れない」「昼間留守の家で犬が一日中ほえて困っている」などの苦情が届いています。

飼い主が思っている以上に迷惑をしている人が多いようです。
トラブル防止のためには、犬の正しい管理と明るい近所付き合いが大切です。飼い主の管理ミスでトラブルが発生し、飼うことができなくなることも予想されます。

■散歩のマナー
① 飼い犬はリードにつながしましょう
飼い犬をリードにつなげず散歩するのはマナー違反です。「うちの犬はいい子だから大丈夫」と思っているのは飼い主だけです。放れた犬は、道路に飛び出したり、他の犬とケンカしたり、他人に飛びついたりするかもしれない。愛犬の命を守り、他人に迷惑をかけることは、飼い主の責任です。



猫を飼っている皆さんへ

② 犬のフンは持ち帰りましょう
飼い犬が散歩中にしたフンを放置するのはマナー違反です。公園、道路や川土手に犬のフンが落ちて飛ぶ散ったりして嫌な思いをしている人も多いようです。畑のあぜに放置されることも多く、農作業のときに大変迷惑されています。
フンは飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。自宅の庭などに埋めるか、紙などに包み「燃やすごみ」として出すこともできます。

③ 犬のオシッコを他人の家の塀や門などにさせないようにしましょう
他人の家の塀や門などにオシッコをさせるのはマナー違反です。犬が散歩中、電柱などにオシッコをしているのは、犬の「マーキング」です。飼い犬の「マーキング」を、犬の習性だからと野放しにするのはやめ、飼い主が主導権を持った散歩をしましょう。

■飼えなくなっても捨てないで
子犬が産まれたり、引越したりして犬が飼えなくなったら、まず新しい飼い主を探してあげてください。
■捨てないで
子犬が産まれたり、引越したりして犬が飼えなくなったら、まず新しい飼い主を探してあげてください。



猫を飼っている皆さんへ

猫には、飼育に関する法規定がないため「放し飼いが当然」という風潮がありますが、それゆえ知らないところで悪さをし、迷惑をかけることが多くあります。次のことに注意して飼育してください。
● 自宅敷地内でフンや尿をする場所をしつめる
● 野良猫と区別するために首輪をつける
● できる限り室内で飼う(放し飼いを極力避ける)
● 自分の飼い猫がよそで悪さ(フン尿、ごみの散らかし、車に傷をつけるなど)をしたことを知った時、飼い主は速やかに責任を持って対処する

● 管理ができない猫を増やさないために、必要に応じて去勢・避妊手術を行う

ペットを飼っている皆さんへ

ペットの置き去りは絶対にしないでください。フン尿、ごみの散らかし、農作物などの窃取、大量繁殖や鳴き声などにより、周辺地域の生活環境を大変悪化させます。また、強い力を持った外来種は、生態系を狂わせる原因にもなります。
自分さえ良ければいいということでは「住みよいまち」にはなりません。マナーを守って、住民がみんなで協力し合い、住みよい環境にしましょう。

環境

ライターによる発火事故のため

使い捨てライターは正しく処分しましょう

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

子どもの安全を守るため、「PSCマーク」の表示されていないライター
の販売は、禁止されています。

■ライターの購入にあたっての注意
購入の際には、本体にPSCマークが表示されているかどうかを確かめ、確認してください。
PSCマークは、「使い捨てライター」や「多目的ライター(点火棒)」のうち、①燃料の容器と構造上一体となっているものであって、②当該容器の全部または一部にプラスチックを用いたものに表示されています。



ライターの使用にあたっての注意
子どもの手の届かないところに置きましょう。子どもに触れさせず、火遊びの危険性を教えましょう。



■ライターの処分方法
ガスが残存するライターの廃棄を原因とするごみ収集車の火災事故などが発生しています。使い切るかガス抜きをして処分しましょう。

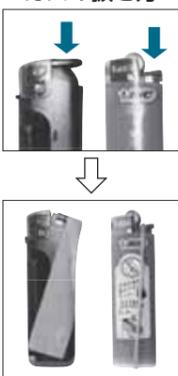
【ごみの分別】

○「多目的ライター(点火棒)」は、「不燃・埋立ごみ」です。
○「使い捨てライター」は、「燃やすごみ」です。水分のある生ごみなどの中に入れてください。

【ガス抜きの方法】

- ①周囲に火の気のないことを確認。
- ②操作レバーを押し下げる。着火した場合は、すぐに吹き消す。
- ③「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している。聞こえない場合は、炎調整レバーをプラスチックのつまみに動かす。
- ④輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定。
- ⑤この状態のまま、付近に火の気がなく、風通しの良い屋外に半日から1日置く。
- ⑥念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了。

ガスの抜き方



複合施設

(仮称)菊陽町光の森複合施設建設検討委員会

第1回・第2回会議を開催しました

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

先月号でお知らせしたとおり、10月に第1回会議を開催し、各委員から施設に必要な機能や設備などの意見をいただきました。また、第2回会議では県外の自治体施設を見学しました。
ここでは、各会議で出された意見をまとめて紹介します。今後、検討を重ね、必要な機能などを集約させていただきます。

■複合施設に必要な機能や設備

集う

- 地域のコミュニティ形成のために必要な集いが行える会議室
- 急な会合にも対応できるように複数かつ区切られる会議室
- 子育て
- キッズルームなど子ども連れでも気兼ねなく利用できる場所
- 子どもの本離れに対応するための書籍の設置

■体を動かす

- 土日や夜間も利用でき各種行事などが行える小体育館
- 雨天時でもウォーキングなどできるスポーツジムのトレーニング器具
- 触れ合う
- 自由に入入りしておしゃべりや飲食ができるオープンスペース
- 音楽公演ができる多目的ホールや外で遊ぶことができるスペース

■行政関係

- 行政手続きや各種相談にも対応できる窓口の設置
- 成人や乳幼児健診が行える設備

● 防犯や防災拠点としての機能

- 付随して必要となる機能や設備
- 全体の印象や見た目の雰囲気
- 優しい照明を使うなど気軽に利用できる場所というイメージ
- 明るく開放感のあるエントランスや吹き抜けなどの空間の活用
- 外構・駐車場
- 将来の利用に備えた電気自動車の充電スペース
- 国旗、町旗の掲揚台やウォーキングなどできる外周コース

■その他、複合施設に求められるもの
● バリアフリー、屋上の活用(太陽光発電など)、施設利用の検索性、STEMの構築など

他にも、会議室を作るだけではコミュニティの形成は難しいという意見や、誰でもいつでも利用できる施設をつくり、つながりを構築することが重要など、多くの意見をいただきました。